



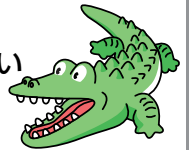
外来生物法って知ってますか？

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

外来生物から、「生態系」「人の生命・身体」「農林水産業」への被害を防止することを目的としています（平成17年6月1日に施行）。特定外来生物は 飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放すことなどが原則禁止されています。

外来生物被害予防三原則《スローガン》

1. 入れない ～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本にいれない
2. 捨てない ～飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 拡げない ～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない



Q 1. 外来生物とは外国からきた生きものである

A 1 X

外国の生きものはもちろん、日本のある地域からもともとすんでいなかった地域に持ち込まれた場合も外来生物になります（外来生物法は海外の生きものに焦点をあてています）。

Q 3. ブラックバスを釣って他の池に放していい？

A 3 X

外来生物法の「特定外来生物」になっているので、生きている個体を持ち帰るのも、他の場所に放してもだめです。

Q 2. 特定外来生物の卵や種は輸入できる？

A 2. X

生きている個体や、卵や種も輸入はできません。

特定外来生物とは・・・海外起源の外来生物で、生態系・人の命や身体・農林水産業へ被害をおよぼすもの、およぼす可能性があるものの中から指定されます。

● タイワンザル・アライグマ・ヌートリア・キョン・ソウシチョウ・カミツキガメ・オオクチバス（ブラックバス）・コクチバス・ブルーギル・セアカゴケグモ など。

子ども環境会議2005を三重県で開催しました！

テーマ「四日市公害から、私たちの環境、未来の環境を考える」

日時 平成17年7月28日(木)～29(金) 夏休みの平日1泊2日
 場所 四日市港ポートビル・四日市地域の企業
 四日市市少年自然の家・日本カモシカセンター
 鈴鹿山麓研究学園都市センター



▲うみてらす14からコンビナートの見学

日本列島の真ん中を縦に貫く福井、岐阜、滋賀、三重の四県の子どもたちが集まって「子ども環境会議2005」を7月28日、29日の二日間、三重県にて開催しました！それぞれの県から参加した小学生は、事前に学習してきたことをふまえて四日市地域の企業や見学施設で体験学習し、環境に関する関心や活動意欲をさらに高めました。また、他県との友達もたくさんできたようで、収穫の多い2日間となりました！

今月の企画展示

6月～9月の展示

6月



▲「クリーンシティSUZUKA」

7月



▲「(財)日本カモシカセンター」

8月



▲「三重県埋蔵文化財センター」

9月



▲「ながしまエコの会」

《これからの予定》

- 10月 OMEエコショップまつだ
- 11月 環境創造リーグ
- 12月 三岐鉄道
- 1月 川づくり会議みえ

平成18年度4月以降の出展者も大募集
 出展要領・申し込み書はこちら↓

<http://www.eco.pref.mie.jp/forum/center/annai/tenji/index.htm>